

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査に係る調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて

令和4年6月3日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、令和3年12月27日に取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」といいます。）において、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると思込まれる業種について、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査を実施することとされており、緊急調査の中心となる対象業種として22業種を選定したところで（別紙）。

本日、公正取引委員会は、事業者間取引における価格転嫁の状況等を広範に把握する観点から、受注者向けの調査票8万通を対象業種の事業者に発送するとともに、調査票が届いていない事業者であっても、本件調査に参加することができるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に本件調査に係る特設ページを開設しました。皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

緊急調査に係る特設ページ

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/kinkyu/chosa.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/kinkyu/chosa.html)

今後、公正取引委員会は、今回の受注者向け調査の結果等を踏まえ、2万社以上の規模で発注者向けの書面調査を実施するとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案に対する立入調査を実施します。さらに、関係事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付の上、令和4年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課  
優越的地位濫用未然防止対策調査室  
電話 03-3581-1882（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

## 緊急調査の中心となる対象業種一覧

番号	業種名 <sup>(注)</sup>
1	総合工事業
2	食料品製造業
3	家具・装備品製造業
4	パルプ・紙・紙加工品製造業
5	印刷・同関連業
6	窯業・土石製品製造業
7	非鉄金属製造業
8	金属製品製造業
9	はん用機械器具製造業
10	生産用機械器具製造業
11	業務用機械器具製造業
12	電気機械器具製造業
13	輸送用機械器具製造業
14	放送業
15	映像・音声・文字情報制作業
16	道路貨物運送業
17	各種商品卸売業
18	飲食料品卸売業
19	各種商品小売業
20	飲食料品小売業
21	広告業
22	その他の事業サービス業

注 業種名は、日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類によります。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日  
内閣官房  
(新しい資本主義実現本部事務局)  
消費者庁  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
公正取引委員会

(略)

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

(略)

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- ・ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買ったたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(略)